

# 家畜衛生だより 令和2年5月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

## CSF（豚熱）のワクチン接種について

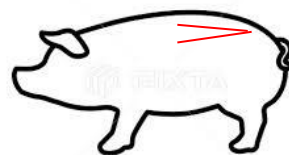
令和2年4月28日に京都府で捕獲された野生イノシシにてCSF感染が確認されたことを受け、本県が接種推奨地域として新たに追加されました。

家畜伝染病予防法に基づく豚、イノブタ、イノシシ等へのワクチン接種については、様々な決まり事がありますので、遵守いただきますようお願いいたします。

## ワクチン接種の注意点

・ワクチンの数量や接種に係る人員の算出のため、事前に家畜保健衛生所が飼養頭数、出荷計画等を確認します。もしも、変更があれば、その都度家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

・ワクチンを接種した豚には、家畜防疫員が背中に赤スプレーで“V”の字を記します。豚を出荷するときは、“V”の字が確実に記されている必要がありますので、適宜スプレーで補強し、“V”の字が消えないようにして下さい。



• ワクチン接種豚の出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先、ワクチン接種歴を記載した「ワクチン接種台帳」を作成してください。

• 生きた豚や精液、受精卵などの移動はワクチン接種地域内に限定されます。例外として、交差汚染対策が確認されている接種地域外のと畜場への出荷は可能となります。

※大阪南港市場、西宮市食肉センター等、接種地域外のと畜場出荷する場合は、家畜保健衛生所へご連絡下さい。

• 非接種農場の豚を導入した場合は、ただちにワクチンを接種する必要がありますので、家畜保健衛生所に連絡してください。その後可能な限りその他の豚等と隔離し、健康状態を観察してください。

• ワクチン接種後、抗体を保有しているかどうかの検査が必要となります。初回接種の4週間後、その後は6か月毎に行います。

以下の確認および徹底をお願いします

- 消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策
- 肉および肉製品を含む、又は含む可能性のある食品残さの適正使用
- 野生動物との接触防止：農場周囲の柵の確認・補修の徹底

CSF の蔓延防止には早期発見が重要です。流死産、発熱、うずくまり、結膜炎による目やになど症状は様々ですが、異常が見られたら、すぐに家畜保健衛生所までお知らせください。